平成２１年（フ）第８１９６号
大阪市西成区玉出西２－５－36、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋東１丁目４番16号
債務者　髙田　忠行
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３７６号
愛知県江南市飛高町栄171番地
債務者　吉田　美幸
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５１０号
函館市亀田港町55番２号
債務者　遠藤　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１５号
函館市的場町18番18―206号
債務者　今　　祐美（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１６号
函館市新川町３番１号
債務者　葛西　榮子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１７号
函館市堀川町28番２号
債務者　葛西恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５２０号
函館市大縄町19番28号
債務者　藤森　正市
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６６号
岩手県下閉伊郡普代村第２地割字下村168番地
債務者　駒木ゆき子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第６９号
岩手県久慈市夏井町黒沼第２地割４番地３
債務者　橋場　久恵
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第７１号
岩手県九戸郡洋野町中野第１地割87番地７
債務者　大久保美砂子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第２０２１号
愛知県愛西市渕高町一ノ割28番地１　セントレー佐織1303号
債務者　大村　勝美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２８７号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間12番第１番地　リバーサイド桶狭間103号
債務者　米澤　彰成
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９３１号
名古屋市中村区城屋敷町１丁目12番地の１　キャスティルⅠ201号
債務者　種石文男こと　種石　文雄
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０２０号
愛知県瀬戸市西谷町81番地
債務者　石川　清**銀**
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９号
山形県米沢市塩井町塩野2066番地
債務者　安部　貴子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８２号
山形県東置賜郡川西町大字上奥田2689番地３
債務者　佐藤　邦子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８３号
山形県米沢市窪田町窪田1168番地の16
債務者　松本　豊子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８５号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠466番地の17
債務者　土屋　利治
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山形地方裁判所米沢支部